

「令和3年度ユース・コミュニティづくり応援業務」仕様書

1 目的

本業務は、家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える少年を対象に、地域に密着した居場所（ユース・コミュニティ）を設置し、そこを拠点とした相談活動や学習支援等を通じて、こうした少年たちが、「自分の居場所や存在価値」を見つけ出すことにより、少年の自立を促し、非行・再非行の防止を図ることを目的とする。

2 実施地域

① 京都市・乙訓・南丹地域
② 山城地域

のどちらか1箇所を実施する。

3 委託内容

- (1) コーディネーターとスタッフを各1名以上配置する拠点の居場所を1箇所設置すること。また、出張活動拠点を1箇所以上設置すること。
- (2) 支援対象者の状況や学力に応じた学習支援を実施すること。
- (3) 支援対象者及びその保護者からの相談に応じる相談事業を実施すること。
- (4) 上記業務の実施にあたっては、京都府が実施する非行少年等立ち直り支援事業と連携して事業を進めること。

4 実施体制

拠点については、コーディネーター1名、スタッフ1名以上の複数体制とする。なお、拠点及び出張活動拠点とも、参加者の状況に応じてスタッフの配置人数を調整すること。

コーディネーター又はスタッフのうち最低1名は、非行等の課題を抱える少年の支援実績を有する者を配置すること。

また、それぞれの役割は次のとおりとする。

○コーディネーター・・・総括責任者としてスタッフを指揮監督し、業務全体を総括する。また、スタッフ業務を兼ねることもできる。

○スタッフ・・・居場所事業の実施者とし、相談対応や学習支援を行い、支援記録を作成する。

5 対象者

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える概ね小学校高学年から成人に至るまでの少年。

6 居場所開所日数(1日あたり4時間程度)及び想定される1回あたりの参加者数

- ① 京都市・乙訓・南丹地域 : 114回(うち拠点45回) 2~10人程度
- ② 山城地域 : 90回(うち拠点45回) 2~7人程度

7 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

8 業務完了報告書

受託事業者は、本事業が完了したときは、次の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出するものとする。

- (1) 本業務で活動に参加した者の数及び指導にあたった者の数
- (2) 本業務に要した経費の内訳
- (3) 本業務での参加者の確保結果(参加者の誘導状況)
- (4) 本業務で実施した安全への配慮の内容
- (5) 本業務で活動に参加した者の支援記録・変容状況

9 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、本業務が京都府との委託に基づく公的な業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (2) 受託者は本事業を実施するにあたり、利用者の確保や相談対応等支援方法の向上に努めること。
- (3) 傷害保険等に加入し、安全に配慮すること。
- (4) 本事業終了後に業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間中に引継期間を設け、京都府又は京都府が指定する者に業務を引き継ぐものとする。
- (5) 本事業の実施にあたっては、定期的に事業の進捗状況を京都府に報告する。
- (6) 本事業の取り組み状況や成果については、京都府のホームページや広報紙等で公表する場合がある。